ほうき



Vo.12 ^{令和2年6月号}

発行 伯耆町役場 健康対策課 健康増進室 電話 0859-68-5536

国民健康保険は、加入者の皆様が国民健康保険税を出し合い、病院やけがをしたときの医療費に 充てる社会保障制度の一つです。今回は「傷病手当」「高額療養費支給申請手続きの簡素化」「令和 2年度国民健康保険税」についてご案内します。

◇国民健康保険「傷病手当」制度について

伯耆町の国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または、発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため仕事を休んだ期間(一定の条件を満たした場合に限る。)、傷病手当金を支給します。

【傷病手当金とは】

傷病手当金は、国民健康保険の被保険者で、給与等を受けている人が、仕事を休んだ場合に生活保障を行う制度です。

【対象者】

伯耆町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染している人または発熱などの症状があり新型コロナウイルス感染症が疑われる人で、療養のために仕事をすることができない人。

※給与等の支払いを受けている人に限る。

【支給期間】

仕事を休んで4日目以降の日から、仕事をすることができない期間。

【支給額】

(直近の継続した3か月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額) ×3分の2×支給対象となる日数 ※給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

【適用期間】

令和2年1月1日~9月30日の間で、療養のため仕事をすることができない期間。

※ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで。

【申請方法】

申請は伯耆町役場 健康対策課 健康増進室で受け付けます。

申請には、「事業主の証明」「医師の意見書」「本人確認書類」「印鑑」「振込先の通帳」等が必要です。

※申請される方は事前にお問い合わせください。

問い合わせ先: 伯耆町役場 健康対策課健康増進室 電話:0859-68-5536

◇国民健康保険「高額医療費支給申請手続きの簡素化」について

高額療養費の支給申請手続きは、該当月ごとに申請が必要ですが、次の対象世帯については、町からご案内する初回申請書の提出により、次回以降該当月ごとの申請なしで該当した月の高額療養費を指定口座へ自動振込します。

【対象世帯】

世帯主及び国民健康保険加入者が全員70歳以上である世帯。

※世帯の状況は、高額療養費の支給に該当した診療月の初日で判断します。

【申請方法】

- 1) 高額療養費の支給に該当する世帯のうち、対象世帯の要件を満たす世帯主に書類を送付します。
- 2)申請書に振込先の指定口座等をご記入いただき、健康対策課 健康増進室または、分庁総合窓口課へ提出してください。
- ※指定口座は原則世帯主名義です。
- 3)申請書を提出後、高額療養費の支給に該当した場合は、支給決定通知書を送付し、指定口座に振り込みます。

◇令和2年度国民健康保険税について

令和2年度国民健康保険税の税率については、令和元年度同様で変更がありません。

また、課税限度額については、医療保険分、介護保険分が変更されています。

区分	説明	医療保険分 課税限度額 63 万円 (変更前 61 万円)	後期高齢者支援金分課税限度額 19 万円	介護保険分 課税限度額 17 万円 (変更前 16 万円)
年 齢	対象年齢	全年齢	全年齢	40 歳~64 歳
所得割	世帯の所得に応じて計算	5.83%	1.46%	1.20%
資産割	世帯の固定資産税に応じて計算	28.90%	7.23%	8.12%
均等割	世帯の国保加入者数に応 じて計算	21,900円	5,400円	8,300円
平等割	一世帯毎に計算	17,900 円	4,400円	4,800円

- ※令和2年度 国民健康保険税納税通知書等については、6月中旬に発送予定です。
- ※納期は6月末から3月末まで10期に分かれています。なお、口座振替の手続きをされてない方は、ご検討ください。
- ※収入の減少等により納付が困難な場合は、早めに住民課税務室までご相談ください。

問い合わせ先: 伯耆町役場 住民課税務室 電話:0859-68-3114